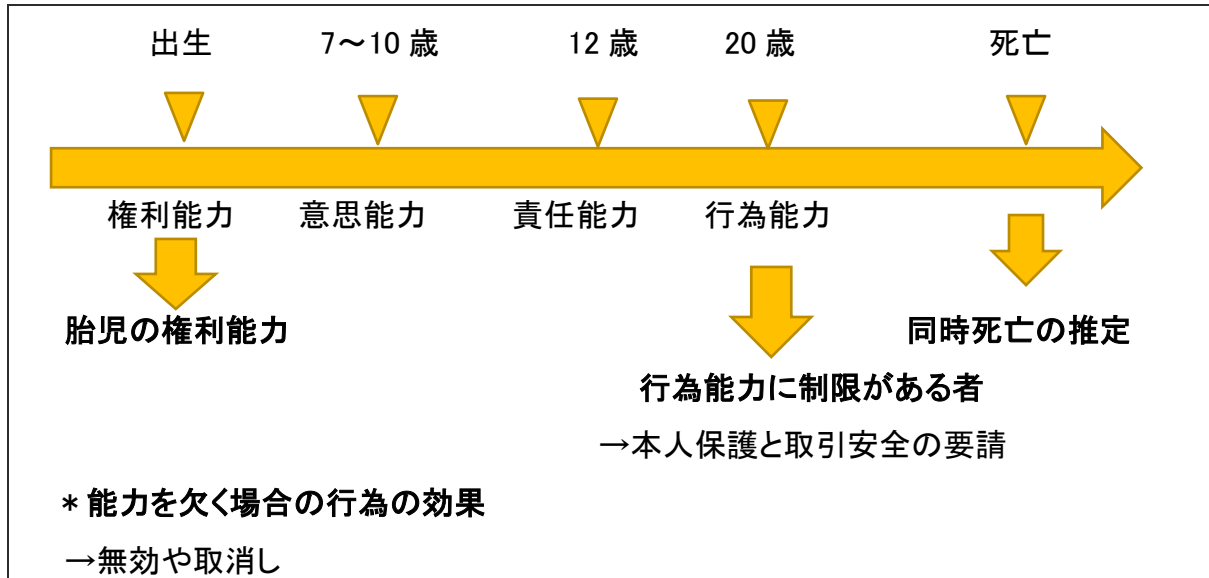


1. 民法総則

権利能力、意思能力、行為能力、無効と取消し、失踪宣告、条件・期限・期間

① 権利能力、意思能力、行為能力の特徴と同時死亡の推定



□□□check1. 定義

- ()能力:権利義務の帰属主体となりうる地位。
- ()能力:行為・結果を弁識できる精神能力。
- ()能力:単独で確定的に有効な法律行為をなしうる法律上の地位、資格。

□□□check2. 胎児の権利能力の原則と例外

原則	()
例外	生きて生まれたら()、①～③が認められる ① ()、②()、③()

□□□check3. 同時死亡の推定

- ()し、その()、同時に死亡したと()。

②. 無効と取消し

□□□check1. 3条の2

法律行為の当事者が()に()を()ときは、その法律行為は、()とする。

□□□check2. 無効と取消しの違い

	無効	取消し
効力	()	取り消される迄、() 取り消しにより() とみなされる。 =遡及効
主張権者	()	① () ② () ③ () ④ () ⑤ () * 注意事項:()は含まず
主張期間	()	① ()、 ② ()で消滅する
事由	① () ② () ③ () ④ ()	① () ② () ③ () ④ ()

□□□check3. 無効になったことで、発生する事

→()の()が発生する。

原則	給付受領者は()を負う
例外	下記①、②の者は()でよい ①()について()で給付を受けた者 ②給付受領者が()、()

□□□check4. 取消権を有する者ができること

→()と()ができる。

1. 追認

定義	取り消すことができる行為を、取り消さないことに確定する行為
方法	()に対する()によってする
要件	原則:①取消権の原因となっていた状況が()し、かつ ②()にしなければ、その効力を生じない 例外:①()または制限行為能力者の保佐人もしくは補助人が()をするとき、 ②()(成年被後見人を除く)が、法定代理人、保佐人または補助人の()するとき →いずれかの場合には、追認は取消し原因となっている状況が消滅した後に行うことを要しない
効果	取消権者が追認したときは、以後、取り消すことが()、行為の時に遡って確定的に()なものとなる
注意事項	無効であることを知って追認した場合、()とみなされる。

2. 法定追認

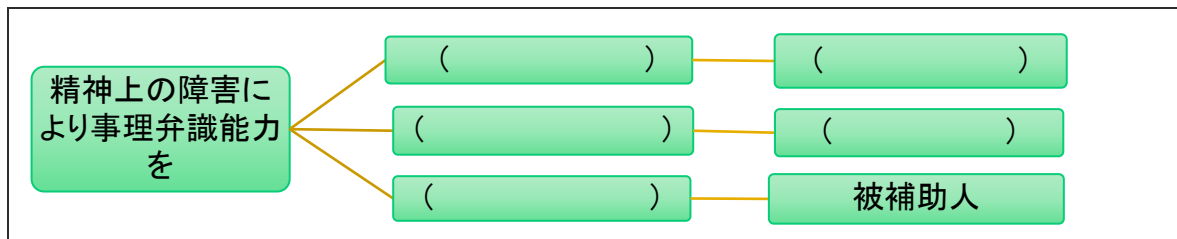
追認をすることができる時以後に、取消しができるのにも関わらず、125条所定の事実があると、法律上()したものとみなされる。



<p>* 法定追認事由</p> <ul style="list-style-type: none">① 全部又は()の履行② 履行の()③ ()④ ()の供与⑤ 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の()⑥ ()
--

③ 行為能力に制限がある者

□□□check1. 定義



□□□check2. 制限行為能力者4者の行為能力の原則と例外

	未成年	成年被後見人	被保佐人	被補助人
原則	() を得なければならない。→同意がない場合、()ことができる。 * 同意は、()でも()でも良い。	成年被後見人は、()ことができる。 * 事前に同意を得て法律行為を行ったとしても、取り消すことができる。	保佐人の同意不要で、()で、できる。	代理権のみが与えられた場合、行為能力は()。 同意権が与えられた場合、同意を要するとした13条1項の指定された行為は、()ことができる。
例外	①～④は、未成年が単独でも有効。 ①()、 又は() 行為(cf. ()、()) ②()財産の処分(cf.→()) ③() 場合の営業 ④法律行為の()	①～②は、取り消すことができない。 ①() ②() に関する行為	13条1項全部+2項の行為をするには、保佐人の()が必要。 * 1項、2項の主な事由 ①元本領収・利用 ②()又は保証 ③不動産その他重要な財産 ④()(与える側) ⑤()・改築・増築・大修繕 ⑥()が特に指定した行為	

* 未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人は、()、()でも良い。

□□□check3. 法定代理人の権限

	未成年者の法定代理人	成年後見人	保佐人	補助人 A	補助人 B	補助人 C
代理権	○	○	△	○	×	○
同意権	○	()	○	○	○	×
取消権	○	○	○	○	○	×
追認権	○	○	○	○	○	×

* 審判開始にあたっての本人の同意

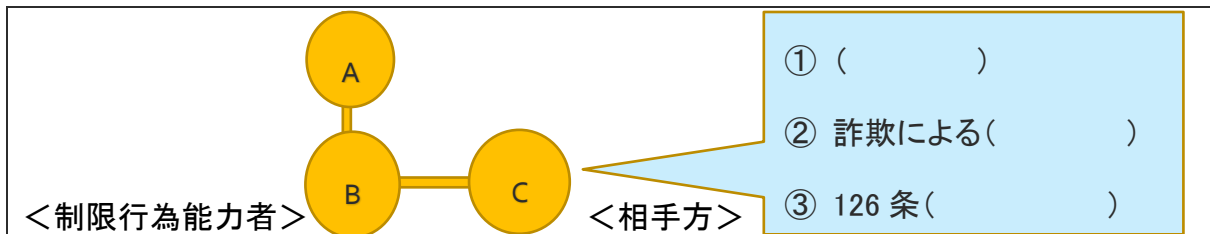


保佐人:()付与審判は、()
 補助人:()付与審判は()

* 補助人:同意権(取消権と追認権もセット)or 代理権付与の審判の一方又は双方がなされる。

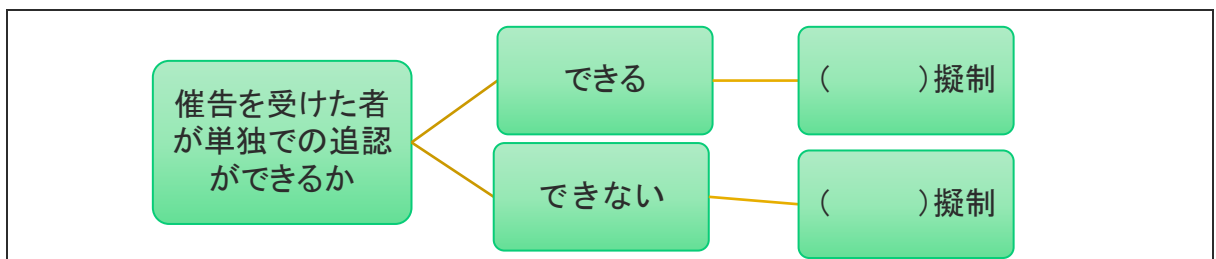
□□□check4. 制限行為能力者の相手方の保護

1. 相手方ができること



2. 催告権について

- ① 定義:制限行為能力者側に()行為。
- ② 1か月以上の期間を定めて催告したのに、無返答だった場合の効果:下図



3. 詐欺による取消権について

制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるために、()を用いた時は、取り消すことが()。

(1) 判例・詐術にあたるケースとあたらないケース

	詐術にあたる	詐術にあたらない
判断基準	() 相手方を()	()
効果	()	()

4. 126条期間制限について

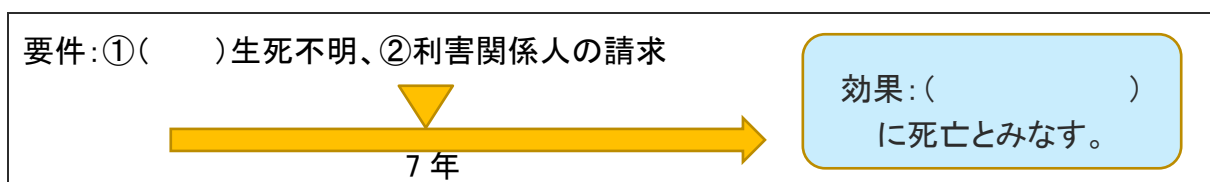
()より()年、()より()年で時効消滅()。

□□□check5. 98条の2

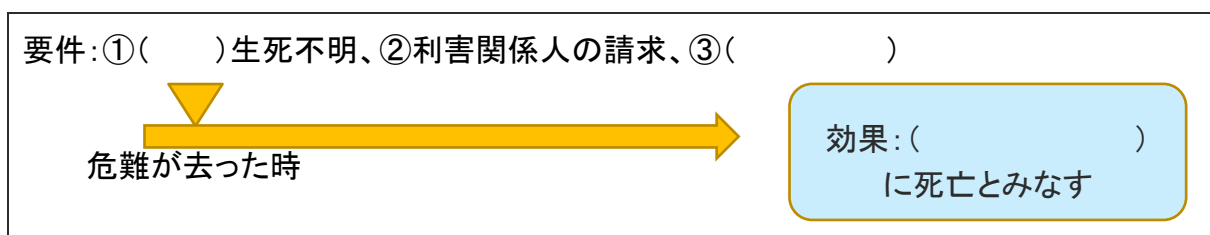
意思表示をした人は、相手方が①意思無能力②未成年③成年被後見人には対抗でき()。但し、①法定代理人が知った後、②意思能力回復、③行為能力者となった()は意思表示をした人は()。

④. 失踪宣告

□□□check1. 普通失踪の要件と効果



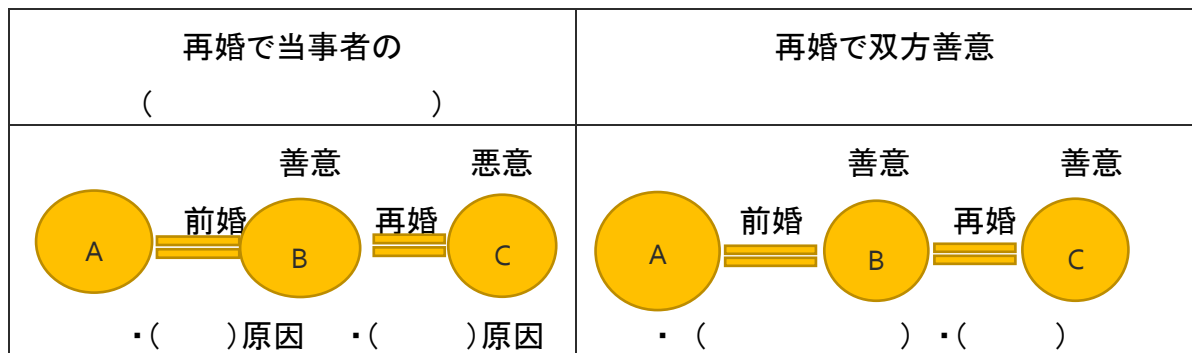
□□□check2. 特別失踪の要件と効果



□□□check3. 失踪宣告の取消しの要件、効果、請求権者、財産返還

要件	①失踪者の()が()。 ②失踪宣告により死亡したときと()時と、()が()事が証明された場合。
効果	①失踪宣告を()。 ②失踪宣告は()。よって、失踪宣告によって消滅した身分関係は、復活し、財産関係は元に戻される。
請求権者	①() ②()
財産返還	①()で足りる。(cf. ○:()、×()) ②得た財産での取引は、()なら()になる。

□□□check4. 失踪宣告の判例



㉓. 条文

□□□check1. 総則・権利能力・意思能力・行為能力の条文

<p>第1編 総則</p> <p>第1章 通則 (基本原則)</p> <p>第1条</p> <p>1 私権は、()に適合しなければならない。</p> <p>2 権利の行使及び義務の履行は、()に従い()に行わなければならない。</p> <p>3 権利の()は、これを()。</p> <p>(解釈の基準)</p>

第2条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。

第2章 人

第1節 権利能力

第3条

- 1 私権の享有は、()に始まる。
- 2 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

第2節 意思能力

第3条の2 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を()ときは、その法律行為は、()とする。

第3節 行為能力

(成年)

第4条 年齢()をもって、成年とする。

(未成年者の法律行為)

第5条

- 1 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の()を()。ただし、()、又は()については、この限りでない。
- 2 前項の規定に反する法律行為は、()ことが()。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法定代理人が()を定めて処分を()は、その目的の範囲内において、未成年者が自由に処分することが()。()を処分するときも、同様とする。

(未成年者の営業の許可)

第6条

- 1 一種又は数種の()未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。
- 2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第4編(親族)の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(後見開始の審判)

第7条 精神上の障害により事理を弁識する能力を()にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は()の請求により、後見開始の審判をすることができる。

(成年被後見人及び成年後見人)

第8条 後見開始の審判を受けた者は、成年被後見人とし、これに成年後見人をする。

(成年被後見人の法律行為)

第9条 成年被後見人の法律行為は、取り消すことが()。ただし、()については、この限りでない。

(後見開始の審判の取消し)

第 10 条 第 7 条に規定する原因が()したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、後見人(未成年後見人及び成年後見人をいう。以下同じ。)、後見監督人(未成年後見監督人及び成年後見監督人をいう。以下同じ。)又は検察官の請求により、後見開始の審判を()。

(保佐開始の審判)

第 11 条 精神上の障害により事理を弁識する能力が()である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第 7 条に規定する原因がある者については、この限りでない。

(被保佐人及び保佐人)

第 12 条 保佐開始の審判を受けた者は、被保佐人とし、これに保佐人を付する。

(保佐人の同意を要する行為等)

第 13 条

1 被保佐人が次に掲げる行為をするには、その保佐人の同意を()。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

- ① ()し、又は()すること。
- ② ()又は()をすること。
- ③ ()その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為をすること。
- ④ 訴訟行為をすること。
- ⑤ ()、和解又は仲裁合意(仲裁法第 2 条第 1 項に規定する仲裁合意をいう。)をすること。
- ⑥ 相続の承認若しくは放棄又は遺産の分割をすること。
- ⑦ 贈与の申込みを拒絶し、遺贈を放棄し、負担付贈与の申込みを承諾し、又は負担付遺贈を承認すること。
- ⑧ ()、改築、増築又は大修繕をすること。
- ⑨ 第 602 条に定める期間を超える賃貸借をすること。
- ⑩ 前各号に掲げる行為を制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人をいう。以下同じ。)の法定代理人としてすること。

2 家庭裁判所は、第 11 条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求により、被保佐人が前項各号に掲げる行為以外の行為をする場合であってもその保佐人の同意を得なければならない旨の審判をすることができる。ただし、第 9 条ただし書に規定する行為については、この限りでない。

3 保佐人の同意を得なければならない行為について、保佐人が被保佐人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被保佐人の請求により、保佐人の同意に代わる許可を与えることができる。

4 保佐人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、取り消すことができる。

(保佐開始の審判等の取消し)

第 14 条

1 第 11 条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4 親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第2項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助開始の審判)

第15条

1 精神上の障害により事理を弁識する能力が()である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判をすることができる。ただし、第7条又は第11条本文に規定する原因がある者については、この限りでない。

2 本人()により補助開始の審判をするには、()がなければならない。

3 補助開始の審判は、第17条第1項の審判又は第876条の9第1項の審判とともにしなければならない。

(被補助人及び補助人)

第16条 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

(補助人の同意を要する旨の審判等)

第17条

1 家庭裁判所は、第15条第1項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求により、被補助人が特定の法律行為をするにはその補助人の()を得なければならない旨の()をすることができる。ただし、その審判によりその同意を得なければならないものとする行為は、第13条第1項に規定する行為の一部に限る。

2 本人以外の者の請求により前項の審判をするには、()がなければならない。

3 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、()は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる()を与えることができる。

4 補助人の同意を得なければならない行為であって、その同意又はこれに代わる許可を得ないでしたものは、()。

(補助開始の審判等の取消し)

第18条

1 第15条第1項本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第1項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

3 前条第1項の審判及び第876条の9第1項の審判をすべて取り消す場合には、家庭裁判所は、補助開始の審判を取り消さなければならない。

(審判相互の関係)

第19条

1 後見開始の審判をする場合において、本人が被保佐人又は被補助人であるときは、家庭裁判所は、その本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない。

2 前項の規定は、保佐開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被補助人であるとき、又は補助開始の審判をする場合において本人が成年被後見人若しくは被保佐人であるときについて準用する。

(制限行為能力者の相手方の催告権)

第 20 条

1 制限行為能力者の相手方は、その制限行為能力者が行為能力者(行為能力の制限を受けない者をいう。以下同じ。)となった後、その者に対し、()以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認するかどうかを確答すべき旨の()をすることが()。この場合において、その者がその期間内に確答を発しないときは、その行為を()したものとみなす。

2 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、その権限内の行為について前項に規定する催告をした場合において、これらの者が同項の期間内に確答を発しないときも、同項後段と同様とする。

3 特別の方式を要する行為については、前二項の期間内にその方式を具備した旨の通知を発しないときは、その行為を()ものとみなす。

4 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は第 17 条第 1 項の審判を受けた被補助人に対しては、第 1 項の期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなす。

(制限行為能力者の詐術)

第 21 条 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため()を用いたときは、その行為を取り消すことが()。

□□□check2. 無効と取消しの条文

第 4 節 無効及び取消し

(無効な行為の追認)

第 119 条 無効な行為は、追認によっても、その効力を()。ただし、当事者がその行為の無効であることを知って追認をしたときは、()をしたものとみなす。

(取消権者)

第 120 条

1 行為能力の制限によって取り消すことができる行為は、()(他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為にあっては、当該他の制限行為能力者を含む。)又はその()、()若しくは()に限り、取り消すことができる。

2 錯誤、詐欺又は強迫によって取り消すことができる行為は、()をした者又はその()若しくは()に限り、取り消すことができる。

(取消しの効果)

第 121 条 取り消された行為は、初めから()であったものと()。

(原状回復の義務)

第 121 条の 2

1 無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、相手方を()を負う。

2 前項の規定にかかわらず、無効な()行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は、給付を受けた当時その行為が()であること(給付を受けた後に前条の規定により初めから無効であったものとみなされた行為にあつては、給付を受けた当時その行為が取り消すことができるものであること)を()ときは、その行為によって()において、返還の義務を負う。

3 第 1 項の規定にかかわらず、行為の時に()は、その行為によって()において、返還の義務を負う。行為の時に()についても、同様とする。

(取り消すことができる行為の追認)

第 122 条 取り消すことができる行為は、第 120 条に規定する者が追認したときは、以後、()。

(取消し及び追認の方法)

第 123 条 取り消すことができる行為の相手方が確定している場合には、その取消し又は追認は、相手方に対する()によってする。

(追認の要件)

第 124 条

1 取り消すことができる行為の追認は、()、かつ、()にしなければ、その効力を生じない。

2 次に掲げる場合には、前項の追認は、取消しの原因となっていた状況が()にすることを()。

- ① 法定代理人又は制限行為能力者の保佐人若しくは補助人が()をするとき。
- ② 制限行為能力者(成年被後見人を除く。)が法定代理人、保佐人又は補助人の()を得て()をするとき。

(法定追認)

第 125 条 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為について次に掲げる事実があつたときは、追認をしたものと()。ただし、異議をとどめたときは、この限りでない。

- ① 全部又は()の履行
- ② 履行の()
- ③ ()
- ④ ()
- ⑤ 取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の()
- ⑥ ()

(取消権の期間の制限)

第 126 条 取消権は、()時から()行使しないときは、時効によって消滅する。()から()を経過したときも、同様とする。

□□□check3. 失踪宣告・同時死亡の推定の条文

(失踪の宣告)

第 30 条

- 1 不在者の生死が()ときは、家庭裁判所は、()により、失踪の宣告をすることが()。
- 2 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の()も、前項と同様とする。

(失踪の宣告の効力)

第 31 条 前条第 1 項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第 2 項の規定により失踪の宣告を受けた者は()に、()したものと()。

(失踪の宣告の取消し)

第 32 条

- 1 失踪者が()こと又は前条に規定する時と()したことの証明があったときは、家庭裁判所は、()又は()により、失踪の宣告を()。この場合において、その取消しは、失踪の宣告後その取消し()に()でした行為の効力に影響を()。
- 2 失踪の宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を()。ただし、()においてのみ、その財産を返還する義務を負う。

第 6 節 同時死亡の推定

第 32 条の 2 数人の者が死亡した場合において、そのうちの一人が他の者の死亡後になお生存していたことが明らかでないときは、これらの者は、()に死亡したものと()する。

□□□check4. 条件・期限・期間の条文

第 5 節 条件及び期限

(条件が成就した場合の効果)

第 127 条

- 1 停止条件付法律行為は、停止条件が成就した時からその効力を()。
- 2 解除条件付法律行為は、解除条件が成就した時からその効力を()。
- 3 当事者が条件が成就した場合の効果とその成就した時以前にさかのぼらせる意思を表示したときは、その意思に従う。

(条件の成否未定の間における相手方の利益の侵害の禁止)

第 128 条 条件付法律行為の各当事者は、条件の成否が未定である間は、条件が成就した場合にその法律行為から生ずべき相手方の利益を害することができない。

(条件の成否未定の間における権利の処分等)

第 129 条 条件の成否が未定である間における当事者の権利義務は、一般の規定に従い、処分し、相続し、若しくは保存し、又はそのために担保を供することができる。

(条件の成就の妨害等)

第 130 条

- 1 条件が成就することによって不利益を受ける当事者が()その条件の成就を()ときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。
- 2 条件が成就することによって利益を受ける当事者が()ときは、相手方は、その条件が成就しなかったものとみなすことができる。

(既成条件)

第 131 条

- 1 条件が法律行為の時に()していた場合において、その条件が()であるときはその法律行為は()とし、その条件が解除条件であるときはその法律行為は無効とする。
- 2 条件が()ことが法律行為の時に既に確定していた場合において、その条件が停止条件であるときはその法律行為は無効とし、その条件が()であるときはその法律行為は()とする。
- 3 前二項に規定する場合において、当事者が条件が成就したこと又は成就しなかったことを知らない間は、第 128 条及び第 129 条の規定を準用する。

(不法条件)

第 132 条 不法な条件を付した法律行為は、無効とする。()ことを条件とするものも、同様とする。

(不能条件)

第 133 条

- 1 不能の()を付した法律行為は、無効とする。
- 2 不能の()を付した法律行為は、()とする。

(随意条件)

第 134 条 停止条件付法律行為は、その条件が単に()の意思のみに係るときは、無効とする。

(期限の到来の効果)

第 135 条

- 1 法律行為に始期を付したときは、その法律行為の履行は、期限が到来するまで、これを請求することが()。
- 2 法律行為に終期を付したときは、その法律行為の効力は、期限が到来した時に消滅する。

(期限の利益及びその放棄)

第 136 条

- 1 期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する。
- 2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない。

(期限の利益の喪失)

第 137 条 次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- ② 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき。
- ③ 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

第 6 章 期間の計算

(期間の計算の通則)

第 138 条 期間の計算方法は、法令若しくは裁判上の命令に特別の定めがある場合又は法律行為に別段の定めがある場合を除き、この章の規定に従う。

(期間の起算)

第 139 条 時間によって期間を定めたときは、その期間は、即時から起算する。

第 140 条 日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入（ ）。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

(期間の満了)

第 141 条 前条の場合には、期間は、その末日の終了をもって満了する。

第 142 条 期間の末日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日に当たるときは、その日に取引をしない慣習がある場合に限り、期間は、その翌日に満了する。

(暦による期間の計算)

第 143 条

1 週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

2 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。